

野田新内閣発足に当たっての緊急要請

全国の市長は、野田新内閣のもとで地域主権改革が大きく前進することを期待しているとともに、市民と直接向かい合って仕事をし、現場を熟知している都市自治体の意見に謙虚に耳を傾け、新内閣の政策に十分反映されますよう求める次第であります。

全国市長会はこれまで、緊急の課題として東日本大震災の復旧・復興、原子力発電所事故の早期収束と安全対策、地震・津波対策の充実等を要請するとともに、都市自治体への権限移譲の推進、地方交付税の復元・増額、地方消費税の拡充等の地方税財源の充実、継続的かつ包括的な社会保障サービスの充実等を要請してきております。

また、歴史的な円高水準による地域経済への影響は甚大であり、国として円高是正対策と迅速かつ果敢な経済・雇用対策を早期に実施することが喫緊の課題であります。

新内閣におかれましては、本会の以上のような現状認識を踏まえ、早急に対応しなければならない下記事項や、6月の本会総会決議等に提示している事項について、その実現方について緊急要請します。

記

1 東日本大震災と原子力発電所事故への対応等について

- 東日本大震災は国家的危機であると位置付け、被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度の創設、復興に必要な各種施策が展開できる自由度の高い交付金の創設、制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施が可能となる基金の設置等を盛り込んだ「復興の基本方針」に基づき、復旧・復興に取り組む住民、被災自治体及び全国の支援自治体に対して既存の法制にとらわれことなく迅速かつ万全の措置を講じること。

また、東日本大震災への支援の実施や見直しに当たっては、地元自治体の実情を十分把握の上、事前説明を適時行うなど、本来の復興支援業務への支障を来さないような措置と配慮を行うこと。

- 本格的な復興対策を盛り込んだ本年度第3次補正予算の早期編成・実施を図るとともに、復興のための特別立法は地域住民や被災自治体の意見を十分踏まえた上で実効性のあるものとするとともにその早期成立を図ること。

- 東京電力福島第一原子力発電所事故に対して、国は責任を持ってあらゆる手段を講じ、放射性物質の放出を一日も早く止めるとともに、一連の事態の早期の収束に向けて全力を挙げて取り組み、原子力発電所事故に起因する財産的損害や精神的損害等に対する早急な完全賠償、放射線量等の監視体制の充実及びその情報提供の充実、放射性物質により汚染された農地・校庭等の土壌、住宅・店舗等の建築物、がれきや下水汚泥等の撤去・処分・除染等の実施、避難者に対する健康診断・管理、生活、就労・就学、居住、福祉等の万全の支援措置を講じること。
- 我が国の原子力防災・安全対策について、原子力発電所等の総点検と事故防止対策や「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）」の拡大や避難先の選定方法など原子力防災対策の抜本的見直しを早急に行うこと。
さらに、地球環境の保全と国民の安全安心の確保や社会経済の発展を前提として、効率的かつ安定的な電力供給の確保等を図るため、将来にわたるエネルギー政策の在り方について国民的議論を尽くしたうえで、必要な措置を講じること。

2 円高是正対策と緊急経済・雇用対策の実施について

歴史的な円高に対して断固たる是正措置を講じるとともに、産業の空洞化や雇用の喪失を阻止するため、中小企業等に対する資金繰りや設備投資に対する支援などの地域産業経済対策、雇用を維持し創出するための地域雇用対策、国民生活の安定と生産活動を維持するための電力の安定的な確保対策等について、本年度第3次補正予算の早期編成や通常予算の編成を通じ、迅速かつ果敢な緊急経済・雇用対策を切れ目なく講じること。

3 社会保障と税の一体改革について

- 基礎自治体が地方単独事業も含めて社会保障サービスを持続的に提供できるようにするため、地方消費税の拡充など税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、当該財政需要を的確に地方財政計画に積み上げ、必要な一般財源総額を確保することにより、都市税財源の充実強化を図ること。
- 子ども・子育て支援策については、全国一律の現金給付である子どもに対する手当と保育サービスをはじめとする子育て関係経費（現物給付）とのバランスを十分配慮すること。
- 医療・介護及び年金保険制度については、超高齢社会を迎え、より一層安定し

た財政運営が可能となるよう、制度の維持に必要な財源の確保を図るとともに、制度改正に当たっては、広く国民の理解を得ることのできる持続可能な制度構築に向けた検討を行うこと。

- 基礎自治体が社会保障の最前線において果たしている中心的な役割を踏まえた上で、「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を最大限尊重すること。

4 真の分権型社会の実現について

- 都市自治体への権限移譲や義務付け・枠付けについては、第1次一括法及び先般成立した第2次一括法にとどまることなく、地方分権改革推進委員会の勧告を上回る一層の権限移譲や、同委員会の勧告に沿った法令による義務付け、枠付けの廃止を原則とした更なる見直しを行うこと。
- 地域主権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、福祉・医療・子育て等社会保障、教育などの経常的行政サービスや道路・橋梁等の改修費用などの財政需要の増嵩を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保すること。
- 市町村向けの地域自主戦略交付金の具体の制度設計に当たっては、先行する都道府県の運用状況等を踏まえ、国と地方の協議の場等で市町村と十分協議し、合意形成を図ること。その際、市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等は対象外とし、従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく必要額を確保すること。また、配分については、継続事業や団体間・年度間の事業費の変動、条件不利地域等に配慮するとともに、地方交付税制度との整合性に留意し、予算編成等に支障が生じることのないよう、交付額を早期に明示すること。

5 国と地方の協議の場の実効ある運営について

我が国内政史上画期的な仕組みとして法制化された国と地方の協議の場を実効ある運営とするため、具体的な事項の協議に当たっては、地方からの意見を制度設計等に的確に反映することができるよう、国は予め十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、分科会等の積極的な活用を図ること。

平成 23 年 9 月 7 日

全 国 市 長 会